

神奈川県川崎競馬組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得
又は処分に関する条例

(平成27年12月28日条例第2号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び第8号の規定に基づき、神奈川県川崎競馬組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により神奈川県川崎競馬組合議会（以下「議会」という。）の議決に付すべき契約は、予定価格の金額が6億円以上の工事又は製造の請負に係る契約とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付すべき財産の取得又は処分は、予定価格の金額が1億円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。